## 山梨県立大学ライブラリースタッフ要項

(平成22年5月11日制定 図書7001-3号)

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程(以下「図書館規程」という。)第1 2条の規定に基づき、山梨県立大学飯田図書館及び山梨県立大学看護図書館(以下 「図書館」という。)ライブラリースタッフ(以下「ライブラリースタッフ」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ライブラリースタッフとは、図書館活性化に関する活動及び図書館の業務補助を行うため、本学学生により構成される組織をいう。

(活動)

- 第3条 ライブラリースタッフは、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 図書館活性化活動
  - (2) 図書館広報活動
  - (3) 図書館ツアー
  - (4) その他図書館規程第3条各号に定める業務の補助

(任期等)

- 第4条 ライブラリースタッフの任期は、6か月又は1年とし、再任を妨げない。
- 2 ライブラリースタッフに欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

- 第5条 ライブラリースタッフに、リーダー及びサブリーダー(以下「リーダー等」 という。)を置く。
- 2 リーダー等の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 リーダー等は、図書館職員の助言を得て年間の活動計画を策定し、その計画に沿って活動する。
- 4 リーダー等は、図書館職員と活動状況について、概ね毎週1回、ミーティングを 行う。
- 5 リーダー等に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬等)
- 第6条 図書館は、ライブラリースタッフの活動に対し、予算の範囲内で報酬を支払 うことができる。

(募集及び選考)

- 第7条 ライブラリースタッフの募集及び選考については、次のとおりとする。
  - (1) 募集は年1回とする。ただし、欠員が生じた場合はこの限りではない。
  - (2) 選考は面接により行う。
  - (3) 選考は募集期間内に行い、採用者が募集人数に達し次第、終了する。

(尊守事項)

- 第8条 ライブラリースタッフは、活動中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。 (委任)
- 第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成22年5月11日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。